

災害発生時における法律相談業務に関する協定書
(写)

令和6年3月26日

秋 田 県

秋 田 弁 護 士 会

災害時における法律相談業務に関する協定書

秋田県（以下「甲」という。）と秋田弁護士会（以下「乙」という。）とは、災害時における法律相談業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、秋田県内で災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害をいう。以下同じ。）が発生した場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙に対して要請する法律相談業務に関し、必要な事項を定める。

（協力要請の方法）

第2条 甲は、災害時における県民の不安解消のため、緊急に法律相談会（以下「相談会」という。）を行う必要があると認めるとき又は市町村から相談会の開催について甲に対して協力要請があったときは、書面により、乙に対して相談会開催に係る協力を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、協力要請書（第1号様式）（以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等の通信手段又は口頭により要請し、事後速やかに要請書を乙に提出するものとする。

（協力）

第3条 乙は、甲から要請を受けたときは、速やかに法律相談担当者を選出し、協力体制報告書（第2号様式）により甲に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等の通信手段又は口頭により報告し、事後速やかに書面を甲に提出するものとする。

2 法律相談担当者は、乙の会員弁護士であることを原則とする。ただし、諸般の事情により乙の会員のみによる対応が困難な場合は、乙の会員でない弁護士を派遣することができる。

3 市町村からの要請により、甲が乙に対し協力を要請した場合において、甲は第1項の報告を受けたときは、速やかに市町村に通知するものとする。

(報告)

第4条 乙は、甲からの要請に基づき法律相談会を実施した場合、その実施内容について、終了後速やかに実施内容報告書（第3号様式）により甲に報告するものとする。

ただし、その報告内容は、弁護士が法令上遵守すべき守秘義務に反しない範囲とする。

2 市町村からの要請により、甲が乙に対し協力を要請した場合において、甲は前項の報告を受けたときは、速やかに市町村に通知するものとする。

(相談業務に関する調整)

第5条 法律相談会の実施に当たり必要な広報及び会場の確保は、原則として甲が行うものとする。ただし、市町村からの要請により、甲が乙に対し協力を要請した場合においては、当該市町村が法律相談の実施に当たり必要な広報及び会場の確保を行うものとする。

(経費の負担)

第6条 乙は、この協定に基づく法律相談業務について、県民に対して無償で提供するものとする。

2 甲は、乙に対し、この協定に基づく法律相談業務に要する報酬その他の経費を支弁しないものとする。

3 法律相談会を実施するに当たり、会場の使用料が発生する場合は、甲が負担するものとする。ただし、市町村からの要請により、甲が乙に対し協力を要請した場合においては、当該市町村が負担するものとする。

4 経費の負担について、前3項によりがたいときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(平時における準備)

第7条 甲及び乙は、この協定が想定する事態に備え、平時において、情報交換等に努めるものとする。

(連絡責任者)

第8条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、「災害時における連絡窓口一覧(第4号様式)」により相互に報告するものとし、変更があった場合も同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和7年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の2月前までに、甲及び乙のいずれからも文書による異議の申し出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和6年3月26日

甲 秋田県秋田市山王四丁目1番1号

秋田県知事

佐竹敬久

乙 秋田県秋田市山王六丁目2番7号

秋田弁護士会会長

嵯峨 宏